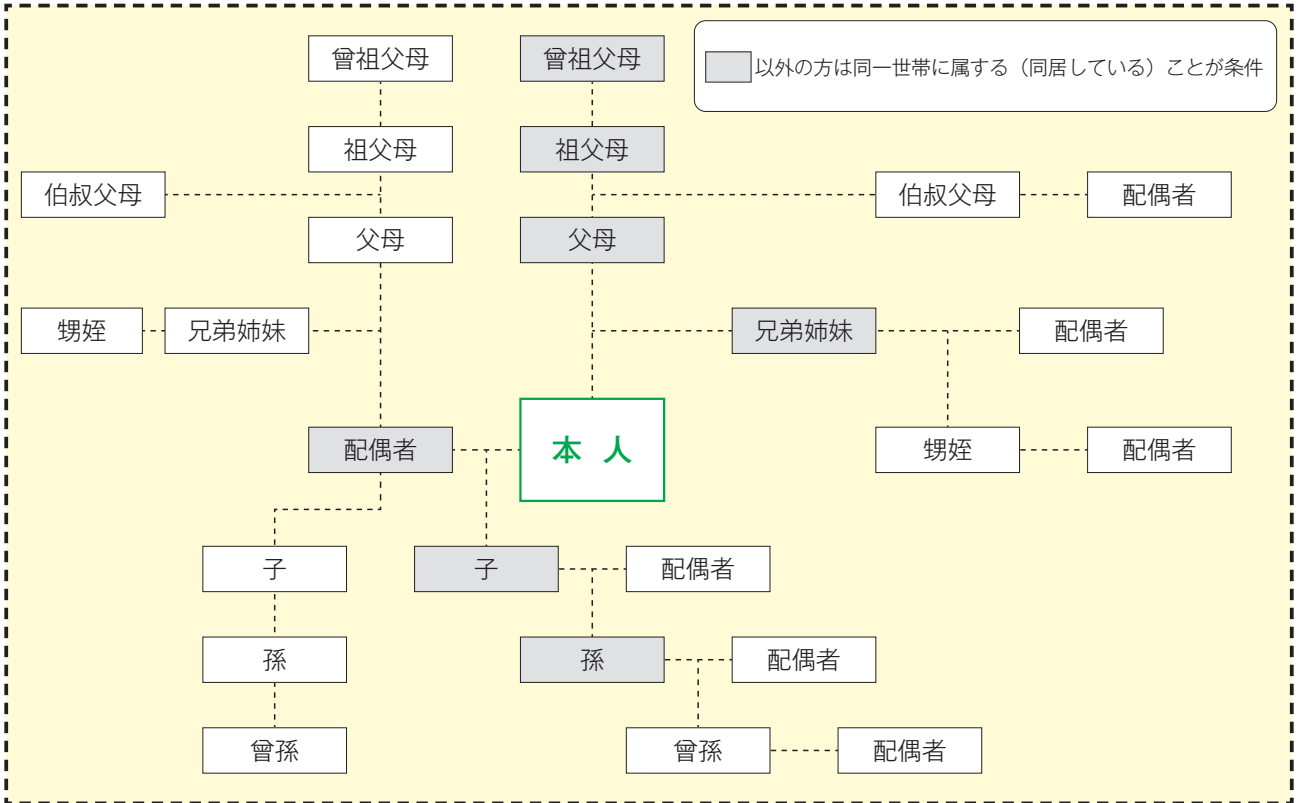


被扶養者の範囲の確認

次の①～④について、ご確認をお願いいたします。

被扶養者になれるのは、次の範囲の方で、「主として被保険者の収入で生計を維持している」75歳未満（後期高齢者医療の被保険者とならない）の方です。



① 続柄が上記   以外の被扶養者については、被保険者と同居していることが被扶養者としての条件となりますので、同居していることを確認してください。なお、続柄が「配偶者、子、孫、父、母、祖父、祖母、曾祖父、曾祖母、兄弟姉妹」以外の場合、被扶養者状況リストの続柄欄には「その他」と表示されます。

主として被保険者の収入で生計を維持していることの確認

② 被保険者と同居している場合

被扶養者の年収※1が130万円未満※2で、かつ被保険者の年収の半分未満※3であることを確認してください。

③ 被保険者と別居している場合

被扶養者の年収※1が130万円未満※2で、かつ被保険者からの仕送り（援助）額より少ないことを確認してください。

④ 就職等により、ご自身で健康保険に加入していないことを確認してください。

上記の条件を満たしている場合でも、他の健康保険（健康保険組合や後期高齢者医療の被保険者等）に加入している場合は、協会けんぽの被扶養者とはなれません。

※1 被扶養者の年収とは、給与収入、事業収入、地代・家賃収入などの財産収入、老齢・障害・遺族年金などの公的年金、雇用保険の失業給付、健康保険の傷病手当金や出産手当金のことをいいます。  
 なお、給与所得者の場合は総収入額が年収となります、自営業者の場合は5ページQ5をご覧ください。

※2 被扶養者が60歳以上または障害者（障害厚生年金を受けられる程度の障害者）の場合、上記年収「130万円未満」が「180万円未満」となります。

※3 被扶養者の年収が被保険者の年収の半分以上であっても、130万円未満で被保険者の年収を上回らない場合は、総合的に判断し、被扶養者と認められる場合があります。